

コンピュータ通信網サービス契約約款

(HTCNサービス契約約款)

令和4年2月

北陸通信ネットワーク株式会社

目次

第1章 総 則	5
第1条 約款の適用	5
第2条 約款の変更	5
第3条 用語の定義	5
第2章 コンピュータ通信網サービスの提供区域	7
第4条 コンピュータ通信網サービスの提供区域	7
第3章 契 約	8
第5条 コンピュータ通信網サービスの品目等	8
第6条 契約の種別	8
第7条 契約の単位	8
第8条 契約者回線の終端	8
第9条 収容区域及び加入区域	8
第10条 収容コンピュータ通信網サービス取扱所	8
第11条 契約申込の方法	8
第12条 契約申込の承諾	8
第13条 最低利用期間	9
第14条 品目の変更	9
第15条 通信の態様による細目の変更	9
第16条 契約者回線の移転	9
第17条 契約者回線の異経路	9
第18条 契約者回線の利用の一時中断	9
第19条 その他の契約内容の変更	9
第20条 契約に基づく権利の譲渡の禁止	9
第21条 契約者が行うコンピュータ通信網契約の解除	10
第22条 当社が行う契約の解除	10
第23条 その他の提供条件	10
第4章 付 加 機 能	11
第24条 付加機能の提供	11
第25条 付加機能の利用の一時中断	11
第5章 端末設備の提供等	12
第26条 端末設備の提供	12
第27条 端末設備の移転	12
第28条 端末設備の利用の一時中断	12

第6章 回線相互接続	13
第29条 当社又は他社の電気通信回線との接続	13
第30条 相互接続点の所在場所の掲示等	13
第7章 利用中止及び利用停止	14
第31条 利用中止	14
第32条 利用停止	14
第8章 通 信	15
第33条 通信利用の制限	15
第9章 料 金 等	16
第1節 料金及び工事に関する費用	16
第34条 料金及び工事に関する費用	16
第2節 料金等の支払義務	16
第35条 定額利用料の支払義務	16
第36条 工事費の支払義務	17
第37条 線路設置費の支払義務	17
第38条 設備費の支払義務	18
第3節 料金の計算方法等	18
第39条 料金の計算方法等	18
第4節 割増金及び延滞利息	18
第40条 割増金	18
第41条 延滞利息	18
第10章 保 守	19
第42条 契約者の維持責任	19
第43条 契約者の切分責任	19
第44条 修理又は復旧の順位	19
第11章 損 害 賠 償	21
第45条 責任の制限	21
第46条 免 責	21
第12章 雑 則	22
第47条 承諾の限界	22

第48条	利用に係る契約者の義務	22
第49条	インターネット接続事業者との相互接続利用契約の締結	22
第50条	契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等	22
第51条	技術的事項及び技術資料の閲覧	22
第52条	契約者の氏名等の通知	22
第53条	協定事業者からの通知	22
第54条	法令に規定する事項	23
第55条	閲覧	23
第13章	付帯サービス	24
第56条	付帯サービス	24
別記		25
1	コンピュータ通信網サービスの提供区域	26
2	契約者の地位の承継	26
3	契約者の氏名等の変更	26
4	契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等	26
5	自営端末設備の接続	27
6	自営端末設備に異常がある場合等の検査	27
7	自営電気通信設備の接続	27
8	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	28
9	当社の維持責任	28
10	IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等	28
11	協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	28
12	インターネット接続事業者	28
13	新聞社等の基準	29
14	技術資料の項目	29
料金表		30
通則		32
第1表	料金	35
第2表	工事に関する費用	46
第3表	付帯サービスに関する料金	50
料金表別表		51
別表		52
基本的な技術的事項		53
付則		54

第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第31条及び同法第31条の4の規定に基づき、このコンピュータ通信網サービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これにより、コンピュータ通信網サービスを提供します。

2 前項のほか、当社はコンピュータ通信網サービスに付帯するサービス(当社が別に定めるものを除きます。以下「付帯サービス」といいます。)を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 コンピュータ通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。)
4 コンピュータ通信網サービス	コンピュータ通信網を使用して行う電気通信サービス
5 コンピュータ通信網サービス取扱局	当社が電気通信設備を設置し、それによりコンピュータ通信網サービスを提供する事業所
6 コンピュータ通信網サービス取扱所	コンピュータ通信網サービスの契約事務を行う当社の事務所
7 取扱所交換設備	コンピュータ通信網サービス取扱所に設置される交換設備(その交換設備に接続される遠隔集線装置を含みます。)
8 コンピュータ通信網契約	当社からコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
9 契約者	当社とコンピュータ通信網契約を締結している者
10 契約者回線	コンピュータ通信網契約に基づいて、取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
11 収容コンピュータ通信網サービス取扱所	その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されているコンピュータ通信網サービス取扱所

14 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定(事業法第38条の2第6項若しくは第8項又は第38条の3第1項、第3項若しくは第5項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
15 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
16 端末設備	契約者回線の終端(相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。)に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
17 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
18 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
19 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び当社が別に定める技術的条件
20 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置
21 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 コンピュータ通信網サービスの提供区域

(コンピュータ通信網サービスの提供区域)

第4条 当社のコンピュータ通信網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第3章 契 約

(コンピュータ通信網サービスの品目等)

第5条 コンピュータ通信網サービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目及び通信の態様による細目があります。

(契約の種別)

第6条 コンピュータ通信網サービスには、料金表第1表(料金)に別段の契約の種別があります。

(契約の単位)

第7条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は、1の契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第8条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(収容区域及び加入区域)

第9条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところにより収容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所においてその収容区域及び加入区域を閲覧に供します。

(収容コンピュータ通信網サービス取扱所)

第10条 契約者回線は、その契約者回線の終端のあるコンピュータ通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容コンピュータ通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(契約申込の方法)

第11条 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) コンピュータ通信網サービスの品目及び通信の態様による細目
- (2) 契約者回線の終端の場所
- (3) その他コンピュータ通信網サービスの内容を特定するために必要な事項

(契約申込の承諾)

第12条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 契約の申込みをした者がコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第13条 コンピュータ通信網サービスについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除、コンピュータ通信網サービスの品目の変更、料金表第1表(料金)に定める通信の態様による細目の変更又は契約者回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(品目の変更)

第14条 契約者は、コンピュータ通信網サービスの品目の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の請求があったときは、第12条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(通信又は保守の態様による細目の変更)

第15条 契約者は、その契約者回線について、通信の態様による細目の変更の請求を行うことができます。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の請求があったときは、第12条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第16条 契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第12条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の異経路)

第17条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。

(契約者回線の利用の一時中断)

第18条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断(その契約者回線を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(その他の契約内容の変更)

第19条 当社は、契約者から請求があったときは、第11条(契約申込の方法)第1項第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第12条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第20条 契約者がコンピュータ通信網契約に基づきコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行う契約の解除)

第21条 契約者は、契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめコンピュータ通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第22条 当社は、第32条(利用停止)の規定によりコンピュータ通信網サービスの利用停止をされ

た契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

- 2 当社は、契約者が第32条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、コンピュータ通信網サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第23条 契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第24条 当社は、契約者から請求があったときは、そのコンピュータ通信網契約について料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

(付加機能の利用の一時中断)

第25条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第5章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第26条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について料金表第1表(料金)に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第27条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第28条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第6章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線との接続)

第29条 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線又は当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称、その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(相互接続点の所在場所の揭示等)

第30条 当社は、相互接続点の所在場所について、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所に揭示するものとします。

2 前項の相互接続点の所在場所については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

第7章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第31条 当社は、次の場合には、コンピュータ通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第33条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (3) 第30条(相互接続点の所在場所の揭示等)の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりコンピュータ通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第32条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのコンピュータ通信網サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったコンピュータ通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増料金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのコンピュータ通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第49条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (4) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- 2 当社は、前項の規定によりコンピュータ通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第8章 通 信

(通信利用の制限)

第33条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しく輻輳したとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第34条 当社が提供するコンピュータ通信網サービスの料金は、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供するコンピュータ通信網サービスの工事に関する費用は、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第35条 契約者は、そのコンピュータ通信網契約に基づいて当社がコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日(付加機能又は端末設備の提供については提供を開始した日)から起算して、その契約の解除があった日(付加機能又は端末設備の廃止については廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する料金の支払いを要します。

ただし、協定事業者の提供するインターネット接続サービスの契約に基づき、当社のコンピュータ通信網サービスの提供を受けるために契約を締結した者は、料金の支払いを要しません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりコンピュータ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、コンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄若しくは3欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのコンピュータ通信網サービスについての料金

<p>2 当社の故意又は重大な過失によりそのコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかつた時間について、その時間に対応するその契約者回線(その契約者回線の一部を利用できなかった場合はその部分に限ります。)についての料金</p>
<p>3 契約者回線の移転に伴って、コンピュータ通信網サービスを利用できなくなつた期間が生じたとき(契約者の都合によりコンピュータ通信網サービスを利用しなかつた場合であつて、その設備を保留したときを除きます。)</p>	<p>利用できなくなつた日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのコンピュータ通信網サービスについての料金</p>

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返しします。

(工事費の支払義務)

第36条 コンピュータ通信網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第2表第1(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があつた場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があつた場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があつたときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第37条 契約者は、次の場合には、料金表第2表第2(線路設置費)に規定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条及び次条において「解除等」といいます。)があつた場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費をお返しします。

- (1) 契約者回線の終端が区域外(収容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。)となる契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。
 - (2) 契約者回線の終端が区域外にある契約者回線について、その品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
 - (3) 移転後の契約者回線の終端が区域外となる契約者回線の移転(移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内となるものを除きます。)の請求をし、その承諾を受けたとき。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があつた場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があつたときまでに着手した工事(区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第38条 契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要する契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3(設備費)に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設備等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社はその設備費をお返しします。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第39条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第40条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、支払っていただきます。

(延滞利息)

第41条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第10章 保 守

(契約者の維持責任)

第42条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第43条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、コンピュータ通信網サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判断した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第44条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第33条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は同条の規定により、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第45条 当社は、コンピュータ通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのコンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その当該契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、コンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するコンピュータ通信網サービスに係る料金額(そのコンピュータ通信網サービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりコンピュータ通信網サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(免責)

第46条 当社は、コンピュータ通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下この条において「技術的条件」といいます。)の規定の変更(取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第12章 雑 則

(承諾の限界)

第47条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第48条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がコンピュータ通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がコンピュータ通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(3) 当社がコンピュータ通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(インターネット接続事業者との相互接続利用契約の締結)

第49条 コンピュータ通信網契約の申込みの承諾を受けた者は、別記12に定めるインターネット接続事業者(主としてインターネットプロトコルにより、他の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者をいいます。以下同じとします。)と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなるインターネット接続事業者の債権を譲り受けたものとして、この契約に基づき料金を請求することを承認していただきます。

(契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等)

第50条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第51条 コンピュータ通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において、コンピュータ通信網サービスを利用するうえで参考となる別記14の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(契約者の氏名等の通知)

第52条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者(その協定事業者とコンピュータ通信網サービスを利用する上で必要な契約を締結している者に限ります。)の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第53条 契約者は、当社が料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事

業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(法令に規定する事項)

第54条 コンピュータ通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注)法令に定める事項については、別記5から別記9に定めるところによります。

(閲覧)

第55条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第13章 付帯サービス

(付帯サービス)

第56条 コンピュータ通信網サービスに関する付帯サービスの取扱いについては、別記10から11に定めるところによります。

別 記

別 記

1 コンピュータ通信網サービスの提供区域

当社のコンピュータ通信網サービスは、次に掲げる県の市町村における契約者回線の終端相互間、契約者回線の終端と相互接続点との間及び相互接続点相互間において提供します。

県	市 町 村
石川県	金沢市、野々市市、白山市、小松市、能美市、加賀市、かほく市、七尾市、羽咋市、輪島市、珠洲市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、羽咋郡志賀町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町
富山県	富山市、滑川市、魚津市、黒部市、高岡市、氷見市、小矢部市、砺波市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町、下新川郡入善町
福井県	福井市、大野市、勝山市、越前市、鯖江市、敦賀市、あわら市、吉田郡永平寺町、坂井市、今立郡池田町、南条郡南越前町、丹生郡越前町

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、コンピュータ通信網サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えてすみやかにコンピュータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

4 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて指定認定機関(事業法施行規則32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。)の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第53条の規定により、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第52条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第53条の規定により、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第

4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

- (6) 契約者がその自営電気通信設備を変更しようとするときも、(1)から(6)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

10 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に代わって日本ネットワークインフォメーションセンター及び日本レジストリサービス(以下「JPNIC等」といいます。)にその契約に係るIPアドレス(インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。)の割当て若しくは返却又はドメイン名(JPNIC等によって割り当てられる組織を示す名称をいいます。以下同じとします。)の割当て、変更若しくは廃止の申請手続き等を行います。この場合、契約者は、JPNIC等に対して支払いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。
- (2) (1)の場合、契約者は、料金表第3表(申請手数料)に規定する手数料を支払っていただきます。
- (3) 契約者は、当社が接続承認を行ったドメイン名を利用している場合は、料金表第3表(ドメイン名維持管理料)に規定する料金を支払っていただきます。

11 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、コンピュータ通信網サービスに係る契約の申込をする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。)のコンピュータ通信網サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

12 インターネット接続事業者

株式会社インターネットイニシアティブ 日本インターネットエクスチェンジ株式会社 NTTコミュニケーションズ株式会社 ソフトバンク株式会社 アルテリア・ネットワークス株式会社 エクイニクスジャパン株式会社 BBIX株式会社
--

13 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が、1の題号について 8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

14 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 (1) 物理的条件 (2) 電気的条件 (3) 論理的条件
--

(注)品目によっては、閲覧に供することが出来ない項目があります。

料 金 表

料金表目次

通 則	32
第1表 料金	35
定額利用料	35
1 適用	32
2 料金額	40
(1)回線使用料	40
(2)加算額	40
(3)付加機能使用料	42
(4)機器使用料	45
第2表 工事に関する費用	46
第1 工事費	46
1 適用	46
2 工事費の額	47
第2 線路設置費	48
1 適用	48
2 線路設置費の額	48
第3 設備費	49
1 適用	49
2 設備費の額	49
第3表 付帯サービスに関する料金	50
料金額	50
料金表別表	51
伝送速度	51

通 則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者がそのコンピュータ通信網契約に基づいて支払う料金を、暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日、に、契約者回線、端末設備又は付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日、に、契約の解除、端末設備又は付加機能の廃止等があったとき。
 - (3) 暦月の初日、に、契約者回線、端末設備又は付加機能の提供の開始を行い、その日にその契約の解除、端末設備又は付加機能の廃止等があったとき。
 - (4) (1)(2)の場合を除いて、暦月の初日以外の日、にコンピュータ通信網サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき(この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。)
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 5 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 6 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(料金前払いに伴う料金の減額)

- 8 契約者は、コンピュータ通信網サービスに関する料金について、当該月分を含む6か月分又は1年分の料金を一時に支払うことができます。

ただし、当該月分の料金が日割によるものであるとき、又は当該月分の料金が支払期日までに支払われないときは、この限りではありません。
- 9 契約者が、8の規定により一時払いにより料金を支払う場合は、その料金を次の割引率で減額します。

区 分	割 引 率
6か月分の料金を一時払いにより支払う場合	1.3%
1年分の料金を一時払いにより支払う場合	3.0%

- 10 一時払いにより料金が支払われたコンピュータ通信網サービスについて、支払いを受けた料金の対象期間の終了前に次の場合が生じたときは、9の規定にかかわらず、その料金はそれぞれ次のとおりとします。

区	分	料金の取扱い
コンピュータ通信網サービスの品目若しくは細目の変更、端末設備の種類の変更、契約者回線の移転又はコンピュータ通信網サービスの料金の改定等があったとき。	月額で定められている料金の額が増加したとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金(変更前の料金及び変更後の料金を合算したものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。
	月額で定められている料金の額が減少したとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金(変更前の料金及び変更後の料金を合算したものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額をお返しします。
契約者が現に利用しているコンピュータ通信網サービスに係るコンピュータ通信網契約を解除すると同時に、新たにコンピュータ通信網契約を締結してその場でコンピュータ通信網サービスの提供を受けるとき。	新たに提供を受けるコンピュータ通信網サービスの料金の額が解除するコンピュータ通信網サービスの料金より多いとき。	支払いを受けた料金の対象期間の初日からコンピュータ通信網契約の解除があった日の前日までの解除されたコンピュータ通信網サービスの料金及びコンピュータ通信網契約の解除があった日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受けるサービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。
	新たに提供を受けるコンピュータ通信網サービスの料金の額が解除するコンピュータ通信網サービスの料金より少ないとき。	支払いを受けた料金の対象期間の初日からコンピュータ通信網契約の解除があった日の前日までの解除されたコンピュータ通信網サービスの料金及びコンピュータ通信網契約の解除があった日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受けるサービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額をお返しします。
コンピュータ通信網契約の解除があったとき。		支払いを受けた料金の対象期間の初日からコンピュータ通信網契約の解除があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額と支払いを受けた料金額との差額をお返しします。

(前受金)

11 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

(注)11に規定する当社が別に定める条件は、前受金に利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

12 第35条(定額利用料の支払義務)から第38条(設備費の支払義務)までの規定等により、料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、料金表に定める額(税抜き額(消費税相当額を加算しない額をいいます。))以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注)当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のコンピュータ通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨をお知らせします。

(実費の算定方法)

14 この約款に規定する定額利用料及び設備費のうち、別に算定する実費とされているものについては、それぞれ次により算定します。

1 定額利用料

定額利用料(月額)＝年経費(営業費＋報酬＋税金)×1/12

(注)営業費、報酬及び税金は、創設費にそれぞれ対応する年経費率を乗じて算定します。

2 設備費

設備費＝物品費＋取付費＋間接費

項目	区分	価格等	算定方法
物品費	—	購入価格	
取付費	(1) 労務費	1時間あたり人件費単金× 延労働時間	左記の(1)(2)の合計金額
	(2) 消耗品費	消耗品価格に消耗品の調達に要する費用を加えたもの	
間接費	—	当該工事に係る物品費及び取付費以外に要する全ての経費 (ガソリン代、車両の維持費、測定器等の損料、管理費等)	

第1表 料金
 定額利用料
 1 適用

区分	内容						
(1) 収容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、コンピュータ通信網サービスの提供区域について、1のコンピュータ通信網サービス取扱局に契約者回線を収容する区域(以下「収容区域」といいます。)及びその収容区域のうち、特別な料金(線路設置費及び線路に関する加算額)の支払いを必要としないでコンピュータ通信網サービスを提供する区域(以下「加入区域」といいます。)を定めます。</p> <p>イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>						
(2) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたり、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1Mb/sから1Mb/sごとに5Mb/sまで及び10Mb/s、及び100Mb/sから100Mb/sごとに1Gb/sまでの品目</td> <td>料金表別表2に規定する伝送速度の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 コンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等(契約者回線、インターネット接続事業者との相互接続点及びその他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。)との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>2 契約者が指定することができる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるコンピュータ通信網サービス取扱局の収容区域内に限ります。</p> <p>3 当社は、2に規定する契約者回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。</p>	品目	内容	1Mb/sから1Mb/sごとに5Mb/sまで及び10Mb/s、及び100Mb/sから100Mb/sごとに1Gb/sまでの品目	料金表別表2に規定する伝送速度の符号伝送が可能なもの		
品目	内容						
1Mb/sから1Mb/sごとに5Mb/sまで及び10Mb/s、及び100Mb/sから100Mb/sごとに1Gb/sまでの品目	料金表別表2に規定する伝送速度の符号伝送が可能なもの						
(3) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたり、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。</p> <p>(ア) ルーティングクラスによる区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常クラス</td> <td>ハイパークラス以外のもの</td> </tr> <tr> <td>ハイパークラス</td> <td>経路情報を交換するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>ルーティングクラスによる区別は、品目が100Mb/sから1Gb/sのものにあります。</p> <p>(イ) 専用型と共用型の区別</p>	区別	内容	通常クラス	ハイパークラス以外のもの	ハイパークラス	経路情報を交換するもの
区別	内容						
通常クラス	ハイパークラス以外のもの						
ハイパークラス	経路情報を交換するもの						

区別	内容
専用型	共用型以外のもの
共用型	収容コンピュータ通信網サービス取扱所の回線収容部(契約者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。)を最大8の契約者回線数で共用するもの
備 考	
1 専用型と共用型の区別は、10Mb/sの品目にあります。 2 共用型においては、回線収容部に共用する契約者回線数によって、契約した品目の符号伝送速度での通信が行えないことがあります。	

(ウ) 全二重方式と半二重方式の区別

区別	内容
全二重方式	コンピュータ通信網サービス取扱局から契約者回線への伝送方向又は他の伝送方向の一方向ごとに、当該品目に規定する速度までの符号伝送が可能なもの
半二重方式	コンピュータ通信網サービス取扱局から契約者回線への伝送方向及び他の伝送方向について、同時に当該品目に規定する速度までの符号伝送が可能なもの
備 考	
全二重方式と半二重方式の区別は、10Mb/sの専用型の品目のものにあります。	

(エ) IPアドレスの数による区別

区別	内容
プラン1	プラン2及びプラン3以外のもの
プラン2	IPアドレスの数について32個を超えて利用することができないもの
プラン3	IPアドレスの数について64個を超えて利用することができないもの
備 考	
1 10Mb/sの専用型のものについては、プラン1及びプラン3に限り提供します。 2 10Mb/sの共用型のものについては、プラン2及びプラン3に限り提供します。 3 100Mb/sから1Gb/sのものについては、プラン1に限り提供します。	

(オ) IPアドレスの種類による区別

区別	内容
コース1	IPv4アドレスを利用のもの
コース2	IPv4アドレスとIPv6アドレスを利用のもの
コース3	IPv6アドレスを利用のもの

<p>(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア コンピュータ通信網サービスについては、異経路によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、前項の最低利用期間内にコンピュータ通信網契約の解除があった場合は、第35条(定額利用料の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金(定額利用料(付加機能使用料及び機器使用料を除きます。))に消費税相当額を加算した額とします。以下この欄において同じとします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 契約者は、最低利用期間内にコンピュータ通信網サービスの品目若しくは細目の変更又は契約者回線の移転があった場合は、変更又は移転前の料金の額から変更又は移転後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目若しくは細目の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の 신설又はコンピュータ通信網契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の料金を合算して行います。</p>									
<p>(5) 長期継続利用に係る料金額の適用</p>	<p>ア 当社は、契約者から、コンピュータ通信網サービスに係る契約者回線について、次表に定める期間の継続利用(以下この欄において「長期継続利用」といいます。)の申出があった場合には、その期間における料金については2(料金額)の(1)の額から次表に規定する額を減額して適用します。</p> <p>この場合、長期継続利用には次表の2種類があり、あらかじめいずれか一つを選択していただきます。</p> <table border="1" data-bbox="472 1178 1390 1368"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>継続利用する期間</th> <th>料金の減額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年利用</td> <td>3年間</td> <td>2(料金額)の(1)の額に0.07を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>6年利用</td> <td>6年間</td> <td>2(料金額)の(1)の額に0.11を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日(コンピュータ通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その契約者回線の提供を開始した日)から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間(以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。)には、契約者回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 長期継続利用に係る契約者回線について、そのコンピュータ通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出てください。</p> <p>カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用</p>	種類	継続利用する期間	料金の減額(月額)	3年利用	3年間	2(料金額)の(1)の額に0.07を乗じて得た額	6年利用	6年間	2(料金額)の(1)の額に0.11を乗じて得た額
種類	継続利用する期間	料金の減額(月額)								
3年利用	3年間	2(料金額)の(1)の額に0.07を乗じて得た額								
6年利用	6年間	2(料金額)の(1)の額に0.11を乗じて得た額								

期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

キ 前項カの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ク 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前にコンピュータ通信網サービスの品目の変更により、そのコンピュータ通信網契約に係る料金が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、次に掲げる支払いを要する額と既支払額との総額が通常のコンピュータ通信網契約の総支払額を下回る場合は、通常のコンピュータ通信網契約の総支払額と長期継続利用契約による既支払額との差額を、支払いを要する額とします。

区分	支払いを要する額
品目の変更により料金が減少した場合	残余の期間に対応する料金の差額(減少前の料金から減少後の料金を控除して得た額をいいます。)に0.35を乗じて得た額
長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の料金に0.35を乗じて得た額

(6) 契約者回線の終端が加入区域外にある場合の料金の適用

ア その契約者回線が収容されているコンピュータ通信網サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱(契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱(ケーブル引込みの場合は配線盤)をいいます。以下同じとします。)までの線路(以下「区域外線路」といいます。)について、区域外線路に係る加算額を適用します。

イ 加入区域の設定・変更、契約者回線数の変更等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。

ウ その契約者回線が異経路((7)の「異経路の線路」の部分に限ります。)によるものであるときは、区域外線路に関する加算額の支払いを要しません。

(7) 契約者回線が異経路となる場合の料金の適用

ア その契約者回線が直接収容されているコンピュータ通信網サービス取扱局の収容区域を超える地点から引込柱までの線路(以下「異経路の線路」といいます。)について、異経路の線路に係る加算額を適用します。

イ 異経路の線路に係る加算額については、異経路の線路について耐用年数を経過したときは、再算定します。

(8) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用

当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに、一時的にその経路を変更した場合の料金(区域外線路に関する加算額を含みます。)はその契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。

(9) 付加機能に関する料金の適用

当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能使用料を適用します。

(10) 回線終端装置の料金の適用

当社の回線終端装置を設置した場合、回線終端装置に係る機器使用料を適用します。

(11) 特別な電気通

契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に特別な

信設備の料金の適用	電気通信設備に係る機器使用料を適用します。
-----------	-----------------------

2 料金額

(1) 回線使用料

(ア) 専用型のもの

1契約者回線ごとに

品目				料金額(月額)	
				通常クラス	ハイパークラス
1Mb/sのもの	全二重	プラン1	コース1, 3	129,000 円	—
			コース2	159,000 円	—
2Mb/sのもの	全二重	プラン1	コース1, 3	227,000 円	—
			コース2	257,000 円	—
3Mb/sのもの	全二重	プラン1	コース1, 3	321,000 円	—
			コース2	351,000 円	—
4Mb/sのもの	全二重	プラン1	コース1, 3	410,000 円	—
			コース2	440,000 円	—
5Mb/sのもの	全二重	プラン1	コース1, 3	495,000 円	—
			コース2	525,000 円	—
10Mb/sのもの	全二重	プラン1	コース1, 3	1,000,000 円	—
			コース2	1,030,000 円	—
		プラン3	コース1	820,000 円	—
	半二重	プラン1	コース1, 3	730,000 円	—
			コース2	760,000 円	—
		プラン3	コース1	550,000 円	—
100Mb/sのもの	全二重	プラン1	コース1, 3	4,000,000 円	4,800,000 円
			コース2	4,300,000 円	5,100,000 円
200Mb/sのもの	全二重	プラン1	コース1, 3	4,470,000 円	5,310,000 円
			コース2	4,770,000 円	5,610,000 円
300Mb/sのもの	全二重	プラン1	コース1, 3	4,870,000 円	5,710,000 円
			コース2	5,170,000 円	6,010,000 円
400Mb/sのもの	全二重	プラン1	コース1, 3	5,270,000 円	6,110,000 円
			コース2	5,570,000 円	6,410,000 円
500Mb/sのもの	全二重	プラン1	コース1, 3	5,670,000 円	6,510,000 円
			コース2	5,970,000 円	6,810,000 円
600Mb/sのもの	全二重	プラン1	コース1, 3	6,070,000 円	6,910,000 円
			コース2	6,370,000 円	7,210,000 円
700Mb/sのもの	全二重	プラン1	コース1, 3	6,470,000 円	7,310,000 円
			コース2	6,770,000 円	7,610,000 円
800Mb/sのもの	全二重	プラン1	コース1, 3	6,870,000 円	7,710,000 円
			コース2	7,170,000 円	8,010,000 円
900Mb/sのもの	全二重	プラン1	コース1, 3	7,270,000 円	8,110,000 円
			コース2	7,570,000 円	8,410,000 円
1Gb/sのもの	全二重	プラン1	コース1, 3	7,670,000 円	8,510,000 円
			コース2	7,970,000 円	8,810,000 円

(イ) 共用型のもの

1契約者回線ごとに

品目			料金額(月額)
10Mb/sのもの	プラン1	コース2	298,000 円
		コース3	268,000 円
	プラン2	コース1	190,000 円
	プラン3	コース1	220,000 円

(2)加算額

料金種別	単位	料金額(月額)
ア 区域外線路使用料	線路100mまでごとに	1,000 円
イ 異経路の線路使用料	-	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。		

(3) 付加機能使用料

	区分	単位	料金額(月額)
ア メールバーチャルドメイン機能	<p>電子メール機能 電子メール(メールのアドレス(以下「メールアドレス」といいます。))を使用してコンピュータ通信網サービス取扱局に設置するメールの蓄積装置によりメール蓄積又は再生等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。))を利用することができる機能をいいます。</p> <p>メールバーチャルドメイン機能 その契約者が所有するドメイン名を、当社のコンピュータ通信網にあらかじめ登録することにより、利用に係る電子メール機能等を、そのドメイン名により利用することができる機能をいいます。</p>	1のメールバーチャルドメイン、メール蓄積装置の容量200メガバイトごとに	4,500 円
	<p>メーリングリスト機能 仮想メールアドレス(その契約者があらかじめ当社のコンピュータ通信網に登録したメール着信先の一覧(以下「メーリングリスト」といいます。))に対して当社が割り当てたメールアドレスをいいます。以下同じとします。)宛に送られたメールを、その仮想メールアドレスに対応するメーリングリストに係る着信先に配信する機能をいいます。</p>	この機能の追加によるごとに	4,500 円
	<p>メール蓄積装置の容量追加機能 基本機能により付与されたメール蓄積装置の容量に加え、200メガバイト単位の容量を追加することができる機能をいいます。</p>		

	<p>備 考</p> <p>(1) メールバーチャルドメイン機能において登録することのできるドメイン名の数は、1に限ります。</p> <p>(2)50ユーザまでのメールアドレスを割当てられます。</p> <p>(3) 電子メール機能において、200メガバイトまでメール蓄積装置の容量を利用することができます。</p> <p>(4) 契約者は、設定インターフェースによって、メールアドレスの変更、メールアドレス数の変更その他、電子メール機能の利用内容の変更を行うことができます。</p> <p>(5) 契約者は、設定インターフェースによって、メーリングリストによる着信先の登録及び変更を行うことができます。</p> <p>(6) メーリングリスト機能は、52まで利用することができます。</p> <p>(7) 当社は、1のメーリングリストに対応して1の仮想メールアドレスを割り当てます。</p> <p>(8) 契約者が、その契約に基づき当社に200メガバイト単位のメール蓄積装置の容量を請求することができます。</p>		
<p>イ ホームページバーチャルドメイン機能</p>	<p>ホームページ機能</p> <p>契約者が、ホームページ(情報公開のためのデータベースをいいます。)を使用して、コンピュータ通信網サービス取扱局に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行う機能をいいます。</p> <p>ホームページ容量追加機能</p> <p>基本機能により付与された情報蓄積装置の容量に加え、200メガバイト単位の容量を追加することができる機能をいいます。</p>	<p>1のホームページバーチャルドメイン、情報蓄積装置の容量200メガバイトごとに</p>	<p>4,500 円</p>
	<p>ホームページバーチャルドメイン機能</p> <p>契約者が所有するドメイン名を、当社のコンピュータ通信網にあらかじめ登録することにより、利用に係るホームページ機能及びホームページ容量追加機能を、そのドメイン名により利用することができる機能をいいます。</p>	<p>この機能の追加によるごとに</p>	<p>4,500 円</p>

	<p>備 考</p> <p>(1) ホームページ機能において、200メガバイトの情報蓄積装置の容量を利用することができます。</p> <p>(2) 契約者が、その契約に基づき当社に請求することのできるホームページ機能の利用の数は、1に限ります。</p> <p>(3) ホームページバーチャルドメイン機能において登録することのできるドメイン名は、1に限ります。</p> <p>(4) 契約者が、その契約に基づき当社に200メガバイト単位の情報蓄積装置の追加容量を請求することができます。</p>		
ウ DNS代行機能	DNS代行機能	1のDNSごとに	1,000 円
	契約者が所有するDNSを、当社のコンピュータ通信網にあらかじめ登録することにより、利用に係るDNS機能を利用することができる機能をいいます。	この機能の追加によるごとに	1,000 円
エ ウイルスチェック機能	その契約者が、あらかじめ指定するドメイン名に係るメールアドレスを使用して送信又は受信する電子メールにコンピュータウイルス(通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。)が含まれている場合に契約者があらかじめ指定した内容に応じて、そのコンピュータウイルスの削除等を行うことができる機能をいいます。	1のドメイン名に係るメールアドレスの数(サブドメイン名(そのドメイン名を更に階層構造的に細かく分割するために、その契約者がドメイン名に付加した名称をいいます。)を利用している場合は、それに係るメールアドレスの数を含みます。以下この欄において同じとします。)が10個までのもの	2,500 円
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が10個を超えるもの	そのメールアドレスの数が10個のものと同数の場合に適用される額に、10個を超える10個までごとに2,500円を加算した額
	<p>備 考</p> <p>(1) 契約者回線に限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、1のドメイン名につき、1のウイルスチェック機能を提供します。</p> <p>(3) ウイルスチェック機能は、次のドメイン名に限り提供します。 ア メールバーチャルドメイン機能において利用されるドメイン名 イ ウイルスチェック機能の提供を受けるために必要な設定を行うことができるメール蓄積装置で、当社のコンピュータ通信網サービス取扱局に設置するもの及びそれ以外のものに登録されたドメイン名</p> <p>(4) この機能において、契約者があらかじめ指定することのできる内容は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(5) 当社は、この機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(6) 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割りしません。</p>		

(4) 機器使用料

料金種別	区分	単位	料金額(月額)
ア 回線終端装置使用料	1Mb/s～5Mb/s, 10Mb/s又は100Mb/s用のもの	1台ごとに	5,000 円
	200Mb/s～1Gb/s用のもの		40,000 円
イ 特別な電気通信設備使用料	—	—	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。			

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区分	内容														
(1)工事費の適用	<p>ア 工事費は、工事を要することとなる契約者回線等において、1の工事ごとに適用します。</p> <p>イ 1の者から申込み又は請求により同時に2回線以上の工事を施行する場合は、1の工事を除く他の工事の部分について1の工事につき3,500円(端末設備に係る工事のみ適用)を減額します。</p>														
(2)品目の変更、移転又は接続変更の場合の工事費の適用	<p>品目変更の場合の工事費は、変更後の品目に対応する設備に関する工事に適用し、移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。</p>														
(3)工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="424 741 1390 1368"> <thead> <tr> <th data-bbox="424 741 711 777">工事の区分</th> <th data-bbox="719 741 1390 777">適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="424 784 711 853">ア 端末設備に係る工事</td> <td data-bbox="719 784 1390 853">端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 860 711 958">イ 交換機等に係る工事</td> <td data-bbox="719 860 1390 958">収容コンピュータ通信網サービス取扱所の主配線盤等において、契約者回線の接続等の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 965 711 1064">ウ 回線接続等に係る工事</td> <td data-bbox="719 965 1390 1064">イーサネット方式のものに係る契約者回線を収容コンピュータ通信網サービス取扱所に接続する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1070 711 1146">エ 付加機能に係る工事</td> <td data-bbox="719 1070 1390 1146">契約者からの付加機能の利用に係る請求その他変更等に関する工事について適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1153 711 1252">オ 契約者回線等の利用の一時中断に係る工事</td> <td data-bbox="719 1153 1390 1252">契約者回線又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1258 711 1368">カ 付加機能の利用の一時中断に係る工事</td> <td data-bbox="719 1258 1390 1368">付加機能の一時中断を行う場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適用	ア 端末設備に係る工事	端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。	イ 交換機等に係る工事	収容コンピュータ通信網サービス取扱所の主配線盤等において、契約者回線の接続等の工事を要する場合に適用します。	ウ 回線接続等に係る工事	イーサネット方式のものに係る契約者回線を収容コンピュータ通信網サービス取扱所に接続する場合に適用します。	エ 付加機能に係る工事	契約者からの付加機能の利用に係る請求その他変更等に関する工事について適用します。	オ 契約者回線等の利用の一時中断に係る工事	契約者回線又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。	カ 付加機能の利用の一時中断に係る工事	付加機能の一時中断を行う場合に適用します。
工事の区分	適用														
ア 端末設備に係る工事	端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。														
イ 交換機等に係る工事	収容コンピュータ通信網サービス取扱所の主配線盤等において、契約者回線の接続等の工事を要する場合に適用します。														
ウ 回線接続等に係る工事	イーサネット方式のものに係る契約者回線を収容コンピュータ通信網サービス取扱所に接続する場合に適用します。														
エ 付加機能に係る工事	契約者からの付加機能の利用に係る請求その他変更等に関する工事について適用します。														
オ 契約者回線等の利用の一時中断に係る工事	契約者回線又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。														
カ 付加機能の利用の一時中断に係る工事	付加機能の一時中断を行う場合に適用します。														

2 工事費の額

工事の種類		工事費の額
端末設備に係る 工事	回線終端装置のみの取付け又は取替えの場合	8,000 円
	配線設備に係る工事	12,000 円
	回線終端装置の取付け工事を伴う場合	20,000 円
交換機等に係る工事費		2,000 円
回線接続等に係る工事		2,500 円
付加機能に係る 工事	メール・チャット・メインに係る工事	5,000 円
	ホームページ・チャット・メインに係る工事	5,000 円
	DNS代行機能に係る工事	1,000 円
契約者回線等の利用の一時中断に係る工事		6,300 円
付加機能の利用の一時中断に係る工事費		2,000 円
備 考		
上記工事に伴い、引込柱以降において建柱など特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。		

第2

線路設置費

1 適用

区分	内容
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路(設備費の支払いを要することとなる部分を除きます。)に係る新設した線路について適用します。</p> <p>イ 移転後の契約者回線の終端が区域外となる場合(契約者回線が異経路となる場合を除きます。)であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p> <p>ウ 当社が別に定める耐用年数を経過した場合であって、当社が別に定める技術基準を維持できなくなり、その線路の取替が必要となったときは、再度線路設置費を再算定します。</p>
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに契約を締結して、その場所でコンピュータ通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;">新たに提供を受けるコンピュータ通信網サービスに係る契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額</div> <div style="margin: 0 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;">解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額</div> <div style="margin: 0 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;">線路設置費の額(残額があるときに限ります。)</div> </div> <p>イ コンピュータ通信網サービスの品目の変更の場合の線路設置費の額は次のとおりとします。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;">変更後の品目の契約者回線を新設するときの線路設置費の額</div> <div style="margin: 0 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;">変更前の品目の契約者回線を新設するときの線路設置費の額</div> <div style="margin: 0 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;">線路設置費の額(残額があるときに限ります。)</div> </div> <p>ウ ア又はイの規定は、契約者回線が異経路となる場合は準用しません。</p>

2 線路設置費の額

1契約者回線につき区域外線路100mまでごとに

区分	線路設置費の額
光配線	81,000 円

第3 設備費

1 適用

区分	内容
(1) 設備費の適用	ア 設備費は、次の設備について適用します。 (ア) 異経路による線路の部分 (イ) 特別な電気通信設備の部分 イ 当社が別に定める耐用年数を経過した場合であって、当社が別に定める技術基準を維持できなくなり、その設備の取替が必要となったときは、再度設備費を適用します。

2 設備費の額

区分	設備費の額
当該設備ごとに	別に算定する実費
備考	別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。

第3表 付帯サービスに関する料金

料金額

(1) IPアドレス割当代行申請手数料

区分	単位	料金額
IPアドレス割当代行申請手数料	1の申請ごとに	5,500 円

(注)上記の手数料は、JPNIC等への手数料を含みます。

(2) JPドメイン名取得代行申請手数料

区分	単位	料金額
属性型・地域型JPドメイン名取得代行申請手数料	1の申請ごとに	5,762 円
汎用JPドメイン名取得代行申請手数料	1の申請ごとに	4,500 円

(注)上記の手数料は、JPRS等への手数料を含みます。

(3) ドメイン名維持管理料

区分	単位	料金額
ドメイン名維持管理料	1ドメイン名ごとに月額	500 円

料金表別表

伝送速度

品 目	伝送速度
1Mb/s	1Mb/s
2Mb/s	2Mb/s
3Mb/s	3Mb/s
4Mb/s	4Mb/s
5Mb/s	5Mb/s
10Mb/s	10Mb/s
100Mb/s	100Mb/s
200Mb/s	200Mb/s
300Mb/s	300Mb/s
400Mb/s	400Mb/s
500Mb/s	500Mb/s
600Mb/s	600Mb/s
700Mb/s	700Mb/s
800Mb/s	800Mb/s
900Mb/s	900Mb/s
1Gb/s	1Gb/s

別 表

別 表

基本的な技術的事項

1 当社が回線終端装置を提供する場合

品目等	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	光出力等
1Mb/s ~ 5Mb/s、 10Mb/s	8端子コネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3	10BASE-T	準拠
100Mb/s		IEEE802.3u	100BASE-TX	準拠
		IEEE802.3ab	1000BASE-T	準拠
200Mb/s~1Gb/s	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973準拠) GI 型光ファイバケーブル (JIS 規格 C6832のSGI- 50/125及びSGI-62.5/125準拠) LC形光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5964-20準拠)	IEEE802.3z	1000BASE-SX	準拠

付 則

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成10年7月1日から実施します。

(付加機能の取扱い)

- 2 付加機能については、その提供が可能となった日から実施します。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成10年10月1日から実施します。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成11年6月1日から実施します。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成12年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この約款実施前にその事由が生じたコンピュータ通信網サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成12年8月1日から実施します。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成12年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているコンピュータ通信網サービスの1.5Mb/sの契約者回線については、この改正規定実施の日に、ATM方式以外のものの1.5Mb/sの通常タイプの契約者回線に移行したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成13年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により提供している1.5Mb/sのエコノミータイプの契約者回線については、この改正規定実施の日に、1.5Mb/sのエコノミータイプのコース2のプラン1の契約者回線に移行したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成14年2月15日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により提供しているATM方式以外のものの契約者回線については、この改正規定実施の日に、高速デジタル方式のものの契約者回線に移行したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定により提供しているATM方式のもののデュアルクラス若しくはシングルクラスの契約者回線については、この改正規定実施の日に、ATM方式のものの通常タイプのデュアルモード若しくはシングルモードの契約者回線に移行したものとみなして取り扱います。
- 4 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成14年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により提供しているATM方式のものの通常タイプ及びエコノミータイプの契約者回線については、この改正規定実施の日に、それぞれATM方式のもののプラン1及びプラン3の契約者回線に移行したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成14年12月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成15年4月25日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成15年7月14日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成15年12月17日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成16年4月1日から実施します。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成16年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成17年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成18年1月1日から実施します。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成18年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその自由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成21年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその自由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成21年4月24日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその自由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成22年11月1日から実施します。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成30年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその自由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成31年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその自由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、令和2年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその自由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いに

については、なお従前のおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この約款は、令和4年2月24日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその自由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。